

2019年3月12日

株 主 各 位

東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地  
**アーランドサービスホールディングス株式会社**  
代表取締役社長 臼井健一郎

## 第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年3月26日（火曜日）午後6時までには到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |        |  |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2019年3月27日（水曜日）午前10時   |
| 2. 場 所 | 東京都新宿区市谷本村町4番1号<br>ホテルグランドヒル市ヶ谷 新館3階 瑠璃東の間<br>(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### 3. 目的事項

#### 報告事項

- 第26期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第26期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）  
計算書類報告の件

## 決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

以上

~~~~~  
◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.arclandservice.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

( 2018年1月1日から  
2018年12月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度において当社グループは、既存事業の更なる商品力、出店力の強化、店舗におけるQ S C Aの維持・向上による客数拡大、人材の確保と教育の強化に取り組んでまいりました。

国内の「かつや」の既存店につきましては、年間の既存店売上高前期比は、直営店においては99.6%、F C店においては100.2%と推移いたしました。

当連結会計年度末の店舗数につきましては、76店舗の新規出店、23店舗の退店により、560店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高30,605百万円(前期比15.3%増)、営業利益4,116百万円(同9.4%増)、経常利益4,135百万円(同8.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益2,519百万円(同8.4%増)となりました。

主要カテゴリーの業績概況は以下のとおりであります。

##### 【かつや(国内)】

既存店売上高の確保と更なる売上拡大に力を注ぎ、9回のフェアメニューと5回のキャンペーン、新たな試みとして3回のスーパー・ハングリー・セールなどの販売促進を実施いたしました。

出退店につきましては、直営店8店舗・F C店19店舗の新規出店、F C加盟店への3店舗の譲渡、直営店3店舗・F C店2店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の店舗数は純増22店舗の389店舗となりました。

以上の結果、かつや(国内)の売上高は前連結会計年度から1,327百万円増加し、22,473百万円(前期比6.3%増)となりました。

##### 【からやま・からあげ縁(国内)】

新規出店による売上拡大とフェアメニューやキャンペーンなどの販売促進を実施いたしました。

出退店につきましては、「からやま」直営店14店舗・F C店17店舗の新規出店、F C加盟店からの1店舗の譲受け、「からあげ縁」F C店3店舗

の出店、「からあげ縁」F C店3店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の店舗数は純増31店舗の86店舗となりました。

以上の結果、からやま・からあげ縁（国内）の売上高は前連結会計年度から2,375百万円増加し、5,222百万円（前期比83.4%増）となりました。

【海外事業】

海外事業につきましては、「かつや」直営店1店舗、F C店6店舗を出店し、直営店1店舗、F C店3店舗を閉店、また「からやま」F C店4店舗、「野菜を食べるカレーcamp」F C店1店舗を出店したことにより、当連結会計年度末の店舗数は53店舗となりました。

以上の結果、海外事業の売上高は、514百万円（前期比0.2%増）となりました。

【その他】

その他の業態につきましては、「岡むら屋」のアークダイニング株式会社、「チェントペルチェント」のフィールドテーブル株式会社、「野菜を食べるカレーcamp」の株式会社バックパッカーズ、食肉加工のアー克蘭ドマルハミート株式会社の売上高が順調に推移いたしました。

以上の結果、その他の売上高は前連結会計年度から360百万円増加し、2,395百万円（前期比17.7%増）となりました。

（単位：百万円、%）

| 事業部門           | 売上高    | 構成比  | 前連結会計年度比 |
|----------------|--------|------|----------|
| かつや（国内）        | 22,473 | 73.4 | 106.3    |
| からやま・からあげ縁（国内） | 5,222  | 17.1 | 183.4    |
| 海外事業           | 514    | 1.7  | 100.2    |
| その他            | 2,395  | 7.8  | 117.7    |

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1,084百万円で、その主なものは店舗の新規出店に伴い取得した有形固定資産であります。

③ 資金調達の状況

当社は、2018年8月14日に第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行し、2,011百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                       | 第 23 期<br>(2015年12月期) | 第 24 期<br>(2016年12月期) | 第 25 期<br>(2017年12月期) | 第 26 期<br>(当連結会計年度)<br>(2018年12月期) |
|---------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)               | 20,942                | 23,286                | 26,541                | 30,605                             |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (百万円) | 1,792                 | 2,069                 | 2,322                 | 2,519                              |
| 1株当たり当期純利益 (円)            | 56.32                 | 65.00                 | 72.96                 | 79.13                              |
| 潜在株式調整後<br>1株当たり当期純利益 (円) | —                     | —                     | —                     | 78.26                              |
| 総 資 産 (百万円)               | 16,651                | 18,675                | 21,248                | 25,854                             |
| 純 資 産 (百万円)               | 12,727                | 14,449                | 16,347                | 18,402                             |
| 1株当たり純資産額 (円)             | 395.86                | 448.02                | 505.03                | 566.25                             |

- (注) 1. 当社は、2017年7月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。また、2016年1月1日付けで行った株式分割(普通株式1株につき2株)についても、第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益1株当たり純資産額を算定しております。
2. 第23期、第24期、第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                       | 第 23 期<br>(2015年12月期) | 第 24 期<br>(2016年12月期) | 第 25 期<br>(2017年12月期) | 第 26 期<br>(当事業年度)<br>(2018年12月期) |
|---------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)               | 19,837                | 17,444                | 15,844                | 18,485                           |
| 当 期 純 利 益 (百万円)           | 1,796                 | 1,423                 | 808                   | 1,039                            |
| 1株当たり当期純利益 (円)            | 56.43                 | 44.72                 | 25.39                 | 32.66                            |
| 潜在株式調整後<br>1株当たり当期純利益 (円) | —                     | —                     | —                     | 32.30                            |
| 総 資 産 (百万円)               | 16,196                | 16,338                | 17,292                | 19,975                           |
| 純 資 産 (百万円)               | 12,736                | 13,763                | 14,119                | 14,585                           |
| 1株当たり純資産額 (円)             | 400.07                | 432.35                | 443.51                | 458.16                           |

- (注) 1. 当社は、2017年7月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。また、2016年1月1日付けで行った株式分割(普通株式1株につき2株)についても、第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。
2. 第23期、第24期、第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

### (3) 重要な親会社及び子会社等の状況

#### ① 親会社との関係

当社はアー克蘭ドサカモト株式会社の子会社であり、同社は当社の株式を2018年12月31日現在、17,520,000株（議決権比率55.0%）所有しております。同社の主な事業はホームセンターの経営であり、当社は同社との間で不動産の賃貸借等を行っておりますが、軽微なため、記載すべき重要な事項はございません。

#### ② 重要な子会社等の状況

| 会社名                                        | 資本金      | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                                |
|--------------------------------------------|----------|----------|----------------------------------------|
| 株式会社かつや                                    | 80百万円    | 100.0%   | とんかつ専門店「かつや」直営店の運営及びF C本部の運営           |
| エバーアクション株式会社                               | 42百万円    | 74.6%    | からあげ専門店「からやま」「からあげ縁」直営店の運営及びF C本部の運営   |
| アークダイニング株式会社                               | 80百万円    | 100.0%   | 肉めし「岡むら屋」等の運営                          |
| フィルテラブル株式会社                                | 10百万円    | 100.0%   | イタリアンカフェ「チェントベルチェント」等の運営               |
| 株式会社バックパッカーズ                               | 1百万円     | 66.0%    | 「野菜を食べるカレーcamp」等直営店の運営及びF C本部の運営       |
| アー克蘭ドマルハミート株式会社                            | 98百万円    | 51.0%    | とんかつ専門店「かつや」及び飲食店・量販店向けの食肉加工品の製造・販売    |
| ARCLAND SERVICE INTERNATIONAL CO., LIMITED | 100万香港ドル | 100.0%   | 海外におけるとんかつ専門店「かつや」及びからあげ専門店「からやま」の事業展開 |
| ARCLAND SERVICE KOREA CO., LTD.            | 10億韓国ウォン | 100.0%   | 韓国におけるとんかつ専門店「かつや」直営店の運営及びF C本部の運営     |



#### (4) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、主力業態であります「かつや」の客数拡大を重点課題とし、既存店客数前年比100%以上の達成を目指し、改めて、「原点回帰」をキーワードに、既存店の客数の拡大に集中した取り組みを実施してまいります。また、目標である売上高1,000億円達成に向け、「かつや」「からやま」に続く、成長動力となりうる新規事業の開発にも積極的に取り組んでまいります。具体的な対策は次のとおりであります。

##### ① 和食ファストフード業態への再構築

食材、人件費、採用費など様々なコストの上昇に伴い収益性が低下してきている環境下ではありますが、改めて食材アイテムやメニューアイテムを絞って作業効率を上げ、「かつや」の強みであるボリューム感ある商品をスピーディーに提供できる環境作りに取り組んでまいります。

##### ② 新規客層の獲得について

新規顧客獲得のためのキャンペーンやフェア商品の販売方法を、昨年実施し、効果のあった期間限定の大盛り特別販売「スーパー・ハングリー・セール」などを織り交ぜながら刷新いたします。また、チラシ折込が中心であった販売促進の方法もWeb、交通広告、テレビCM等を活用し、認知度の引上げ向上を図ってまいります。

##### ③ 新規出店について

競合店も増え、出店場所の確保が以前に比べ難しくなっている環境を受け、出店立地選定に、売上予測が算出される立地診断システムを開発し、売上予測の高い物件のみ現地調査を行うことで物件開発担当の時間やコストを圧縮しながら、最適な立地への出店を図ってまいります。「かつや」におきましては、テストしている駅前型テイクアウト重視の新型店舗の最適な立地を検討し新たな出店立地の創出を進めてまいります。

#### (5) 主要な事業内容 (2018年12月31日現在)

| 事業部門           | 事業内容                                                             |
|----------------|------------------------------------------------------------------|
| かつや (国内)       | 国内におけるとんかつ専門店「かつや」の直営店の運営及びF C店への各種業務支援サービス、食材等の供給               |
| からやま・からあげ縁(国内) | 国内におけるからあげ専門店「からやま」「からあげ縁」の直営店の運営及びF C店への各種業務支援サービス、食材等の供給       |
| 海外事業           | とんかつ専門店「かつや」、からあげ専門店「からやま」及び「野菜を食べるカレーcamp」の海外展開                 |
| その他            | 肉めし「岡むら屋」、イタリアンカフェ「チェントペルチェント」、「野菜を食べるカレーcamp」等の運営、食肉加工事業、不動産賃貸等 |

## (6) 主要な店舗及び事業所 (2018年12月31日現在)

|                                            |                          |                                |
|--------------------------------------------|--------------------------|--------------------------------|
| 当 社                                        | 本 社                      | 東京都千代田区                        |
| 株式会社かつや                                    | 本 社                      | 東京都千代田区                        |
|                                            | か つ や                    | 北海道 (6 店舗)                     |
|                                            |                          | 埼玉県 (25 店舗)                    |
|                                            |                          | 千葉県 (15 店舗)                    |
|                                            |                          | 東京都 (34 店舗)                    |
|                                            |                          | 神奈川県 (16 店舗)                   |
|                                            |                          | 新潟県 (11 店舗)                    |
| 岐阜県 (6 店舗)                                 |                          |                                |
| 愛知県 (13 店舗)                                |                          |                                |
| 三重県 (1 店舗)                                 |                          |                                |
| エバーアクション株式会社                               | 本 社                      | 東京都千代田区                        |
|                                            | か ら や ま                  | 北海道 (2 店舗)                     |
|                                            |                          | 埼玉県 (10 店舗)                    |
|                                            |                          | 千葉県 (3 店舗)                     |
|                                            |                          | 東京都 (6 店舗)                     |
| 神奈川県 (6 店舗)                                |                          |                                |
| からあげ縁                                      | 石川県 (1 店舗)               |                                |
|                                            | 岐阜県 (1 店舗)               |                                |
| 愛知県 (6 店舗)                                 |                          |                                |
| アークダイニング株式会社                               | 本 社                      | 東京都千代田区                        |
|                                            | 岡 む ら 屋                  | 東京都 (5 店舗)                     |
|                                            | そ の 他 店 舗                | 新潟県 (2 店舗)                     |
| フィールドテーブル株式会社                              | 本 社                      | 東京都千代田区                        |
|                                            | チェントベルチェント               | 北海道 (2 店舗)                     |
|                                            |                          | 北宮城県 (1 店舗)                    |
|                                            |                          | 群馬県 (1 店舗)                     |
|                                            |                          | 新潟県 (1 店舗)                     |
|                                            |                          | 京都府 (1 店舗)                     |
| 兵庫県 (1 店舗)                                 |                          |                                |
| 株式会社バックパッカーズ                               | 本 社                      | 東京都千代田区                        |
|                                            | 野菜を食 べる<br>カ レ ー c a m p | 東京都 (2 店舗)                     |
|                                            | そ の 他 店 舗                | 東京都 (1 店舗)                     |
| アークランドマルハミート株式会社                           | 本 社                      | 東京都千代田区                        |
|                                            | 工 場                      | 神奈川県 (1 棟)                     |
| ARCLAND SERVICE INTERNATIONAL CO., LIMITED | 本 社                      | 中華人民共和国香港特别行政区                 |
| ARCLAND SERVICE KOREA CO., LTD.            | 本 社                      | 大韓民国ソウル特別市鍾路区                  |
|                                            | か つ や                    | ソウル特別市 (5 店舗)<br>京畿道安養市 (1 店舗) |

(7) 使用人の状況 (2018年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

|               |                       |
|---------------|-----------------------|
| 使 用 人 数       | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
| 218 (1,705) 名 | 70名増 (144名増)          |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数 (契約社員、パートタイマー、アルバイト) は、年間の平均人員を1日8時間換算で ( ) 内に外数で記載しております。
2. 有期雇用契約者の一部を正社員に転換したことにより、前事業年度末に比べて使用人数が大幅に増加しております。

② 当社の使用人の状況

|          |                   |         |             |
|----------|-------------------|---------|-------------|
| 使 用 人 数  | 前 事 業 年 度 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
| 51 (9) 名 | 19名増 (6名減)        | 35.1歳   | 3.3年        |

- (注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数 (契約社員、パートタイマー、アルバイト) は、年間の平均人員を1日8時間換算で ( ) 内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2018年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2018年12月31日現在)

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数    | 98,400,000株 |
| (2) 発行済株式の総数    | 33,096,000株 |
| (3) 株主数         | 13,927名     |
| (4) 大株主 (上位10名) |             |

| 株 主 名                                              | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------|-------------|---------|
| アークランドサカモト株式会社                                     | 17,520,000株 | 55.03%  |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社 (信託口)                     | 1,747,100株  | 5.49%   |
| 日本マスタートラスト<br>信託銀行株式会社 (信託口)                       | 717,400株    | 2.25%   |
| 白 井 健 一 郎                                          | 600,000株    | 1.88%   |
| NORTHERN TRUST CO.<br>(AVFC) REHCR00               | 591,800株    | 1.86%   |
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT                       | 379,127株    | 1.19%   |
| STATE STREET BANK AND<br>TRUST COMPANY 505224      | 375,000株    | 1.18%   |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社 (信託口5)                    | 281,900株    | 0.89%   |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社<br>(証券投資信託口)                      | 275,600株    | 0.87%   |
| BBH FOR GRANDEUR PEAK GLOBAL<br>OPPORTUNITIES FUND | 214,200株    | 0.67%   |

(注) 自己株式 (1,261,400株) については、上記の表に記載しておりません。また、持株比率は自己株式を控除して算出しております。

- (5) **その他株式に関する重要な事項**  
該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

| 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債                    |                                                                      |
|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 決議年月日                                  | 2018年7月27日                                                           |
| 新株予約権の数(個)                             | 49                                                                   |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)                   | —                                                                    |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                       | 普通株式                                                                 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株)                     | 921,900(注)2                                                          |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)                      | 2,179(注)3                                                            |
| 新株予約権の行使期間                             | 自 2018年8月14日<br>至 2023年8月13日(注)4                                     |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 2,179<br>資本組入額 1,090(注)5                                        |
| 新株予約権の行使の条件                            | 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。                                              |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                         | 本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権または本社債の一方のみを譲渡することはできない。 |
| 代用払込みに関する事項                            | 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は当該本社債の額面金額と同額とする。   |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項               | (注)6                                                                 |

- (注) 1. 新株予約権付社債の発行時(2018年8月14日)における内容を記載しております。
2. 本新株予約権の行使により当社が新たに発行またはこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行または処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額またはその算定方法
- (1) 本新株予約権 1 個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。
  - (2) 本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
  - (3) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、2,179円とする。なお、転換価額は以下、①から⑤に定めるところに従い調整されることがある。

① 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、②に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行または処分株式数} \times \text{1株当たりの発行または処分金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行または処分株式数}}$$

② 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 時価（③(ii)に定義される。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記(ii)の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日または払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 普通株式の株式分割または無償割当をする場合  
調整後の転換価額は、当該株式分割または無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- (iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、または時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利を発行する場合。なお、新株予約権無償割当て（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償発行したものととして本(iii)を適用する。

調整後の転換価額は、発行される株式または新株予約権その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得または行使さ

れ当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日または払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、本(iii)に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権付社債権者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得または当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- (iv) 上記(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left( \text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ③ (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（但し、②(iv)の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。  
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (iii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に②または④に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する発行または処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

- (iv) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- ④ ②の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- (i) 株式の併合、合併、会社分割または株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑤ ①から④により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
4. 本新株予約権を行使することができる期間
- 本新株予約権の新株予約権者は、2018年8月14日から2023年8月13日（注）7.（2）①、（注）7.（2）②（i）から（iii）、（注）7.（2）③（i）から（iii）に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の前営業日）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。
- (1) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）
- (2) 振替機関が必要であると認めた日
- (3) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。
5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。



6. 当社による組織再編行為の場合の承継会社による新株予約権付社債の承継

当社が組織再編行為を行う場合は、本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、(1)から(10)に掲げる内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は(注)3.(3)①から⑤と同様の調整に服する。

① 合併、株式交換または株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券またはその他の財産が交付されるときは、当該証券または財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額またはその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日または承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、(注)4.に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、(注)4.に準ずる制限に服する。

(6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (7) 承継会社等の新株予約権の取得条項  
定めない。
- (8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 組織再編行為が生じた場合  
本号に準じて決定する。
- (10) その他  
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない（承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。）。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

## 7. 本社債の償還の方法及び期限

### (1) 満期償還

本社債は、2023年8月14日（償還期限）にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。但し、繰上償還の場合は、(2)に定める金額による。

### (2) 繰上償還

#### ①コールオプション条項による繰上償還

2021年2月14日以降、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含み、以下「終値」という。）が、20連続取引日（「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。但し、当社普通株式の普通取引の終値のない日は除く。以下同じ。）にわたり、基準価額（以下に定義する。）未満であった場合、当社は、当該20連続取引日の末日から30取引日以内に、本新株予約権付社債の社債権者に対して通知を行った上で、当該通知日から45日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。

「基準価額」とは、本新株予約権付社債の当初転換価額（（注）3.（3））の50%相当額とし、（注）3.（3）①から⑤に記載の転換価額の調整条項に準じて調整されるものとする。

## ②当社に生じた事由による繰上償還

### (i) 組織再編行為による繰上償還

組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認または決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。）において、承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債権者に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ（以下に定義する。）が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。

なお、「参照パリティ」は、以下に定めるところにより決定された値とする。

イ. 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合

当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額（注）3.（3））で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）

ロ. イ. 以外の場合会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議または決定された日（決議または決定された日より後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において（注）3.（3）②及び④に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、（注）3.（3）①から⑤に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割（承継会社等が本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）またはその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社またはその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

当社は、(注) 7. ② (i) に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回または取り消すことはできない。

(ii) 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社または公開買付者が公表または容認し（但し、当社または公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。）から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部（一部は不可）を、(注) 7. ② (i) に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。(注) 7. ② (i) (ii) の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、(注) 7. ② (i) の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に(注) 7. ② (ii) に基づく通知が行われた場合には、(注) 7. ② (ii) の手続が適用される。

(iii) スクイーズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合

（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、(注) 7. ② (i) に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

③社債権者の選択による繰上償還

(i) 支配権変動事由による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由（以下に定義する。）が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から 30 日以上 60 日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部または一部を、(注) 7. ② (i) に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

「支配権変動事由」とは、以下の事由をいう。

特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が

50%超となった場合

(ii) 社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2021年2月14日（但し、同日に先立ち財務制限条項抵触事由（以下に定義する。）が生じた場合には、当該事由が生じた日）以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の10営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部または一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「財務制限条項抵触事由」とは、以下の事由をいう。

当社の各事業年度に係る連結損益計算書に記載される営業損益が2期連続して損失となった場合、または、当社の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合

(iii) 上場廃止事由等または監理銘柄指定による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、または東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の10営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部または一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社またはその企業集団に、東京証券取引所所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、または、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表または連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

- (3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

8. 買入消却

- (1) 当社及びその子会社（以下に定義する。）は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。
- (2) 当社またはその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社を買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。
- (3) 「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役 の 状況 (2018年12月31日現在)

| 会社における地位          | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                               |
|-------------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長           | 白井健一郎 | ARCLAND SERVICE INTERNATIONAL CO., LIMITED 代表取締役社長<br>ARCLAND SERVICE KOREA CO., LTD. 代表理事<br>アークランドマルハミート株式会社 代表取締役<br>株式会社バックパッカーズ 代表取締役 |
| 取締役               | 伊藤永   | 株式会社かつや 代表取締役社長                                                                                                                            |
| 取締役               | 岡村俊美  | アークダイニング株式会社 代表取締役社長                                                                                                                       |
| 取締役<br>(監査等委員・常勤) | 松永剛   |                                                                                                                                            |
| 取締役<br>(監査等委員)    | 八木康行  | 学校法人成城学園 常務理事                                                                                                                              |
| 取締役<br>(監査等委員)    | 花房幸範  | アカウンティングワークス株式会社 代表取締役                                                                                                                     |

- (注) 1. 2018年12月31日をもって、常務取締役 玉木芳春氏は辞任により退任いたしました。
2. 取締役(監査等委員)八木康行氏及び花房幸範氏は、社外取締役であります。
3. 取締役(監査等委員)花房幸範氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報の収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
5. 取締役(監査等委員)八木康行氏及び花房幸範氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

### ① 取締役の報酬等の総額

| 区 分                         | 員 数       | 報 酬 等 の 額    |
|-----------------------------|-----------|--------------|
| 取締役（監査等委員を除く。）<br>（うち社外取締役） | 2名<br>(-) | 43百万円<br>(-) |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）     | 4<br>(3)  | 10<br>(3)    |
| 合 計                         | 6         | 53           |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の支給人員は、2018年12月31日付で辞任により退任した取締役1名を含み、無報酬の取締役2名を除いております。
3. 取締役（監査等委員）の支給人員は2018年3月29日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
4. 2016年3月25日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）の報酬等限度額は年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）の報酬等限度額は年額15百万円以内と決議しております。

### ② 社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等 該当事項はありません。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 社外役員の重要な兼職状況及び当該兼職先と当社との関係

- ・取締役（監査等委員）八木康行氏は、学校法人成城学園の常務理事を兼職しております。当社と学校法人成城学園との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）花房幸範氏は、アカウンティングワークス株式会社代表取締役を兼職しております。当社とアカウンティングワークス株式会社との間に特別な関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

|                       | 活 動 状 況                                                                                                                                                             |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役（監査等委員）<br>八 木 康 行 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査等委員会20回のうち20回出席し、企業経営の豊富な経験を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査についての意見交換等、必要な発言を適宜行っております。     |
| 取締役（監査等委員）<br>花 房 幸 範 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査等委員会20回のうち20回出席しております。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査についての意見交換等、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。 |

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当社への損害賠償責任を法令が規定する額の範囲内とする契約を締結できる旨を定款で定めております。これにより、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。



## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

PwC あらた有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                      | 支 払 額 |
|--------------------------------------|-------|
| ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 19百万円 |
| ②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の金額についてはこれらの合計額をそのまま記載しております。なお、金額は消費税等抜きで表示しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社の子会社は、PwC あらた有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、アドバイザー・サービス業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① **取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**  
取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための「行動規範」を制定し、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に教育・研修等を行う。内部監査室は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを総務部に設置して運営する。
- ② **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査等委員会から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**  
現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はいないが、監査等委員会の要求があった場合には、監査等委員会の業務補助のため監査等委員会スタッフを置く。監査等委員会スタッフは監査等委員会の指揮命令に従うものとし、その旨を役員及び従業員に周知する。監査等委員会スタッフの人事については、あらかじめ監査等委員会の同意を必要とする。
- ③ **取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制**
  - 1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。
  - 2) 当社は当社の取締役または使用人等が親会社及び子会社の取締役、監査等委員会、使用人等またはこれらの者から報告を受けたときは、すみやかに当社の監査等委員会に報告する体制を整備する。
  - 3) 常勤の監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、月次会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書及びその他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めるものとする。
  - 4) 当社は、報告を行った者に対して当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

④ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合には、当該監査等委員会の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。

⑤ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、法律上の判断を必要とする場合は、随時弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査契約を締結した会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図っていくこととする。

⑥ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。また、取締役はそれらの文書を随時閲覧できるものとする。

⑦ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」により管理本部担当役員を当社グループのリスクに関する統括責任者として任命し、管理本部においてグループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。新たに発生したリスクについてはすみやかに担当部署を定める。内部監査室が各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理本部担当役員に報告する。管理本部担当役員が重要と判断したものについては取締役会に報告し、取締役会で改善策を審議・決定する。

⑧ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

**⑨ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- 1) 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要なグループとしての規範・規則をグループ規程類として整備する。
- 2) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの職務分掌に従いグループ各社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。これには、グループ各社の取締役に對し取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備が含まれる。
- 3) 内部監査室は、当社グループにおける内部監査を実施し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況及びその結果は、その重要度に応じ取締役会等の所定の機関に報告されなければならない。
- 4) 監査等委員会は、当社グループの連結経営に對應したグループ全体の監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び内部監査室と緊密な連携等の確な体制を構築する。
- 5) グループ各社の自主独立性を尊重するとともに、関係会社規程に伴い、各社から業務に関する定期的な報告・連絡等を受ける。
- 6) 当社グループの業務運営及びリスクマネジメントに関する制度・規程を整備し、この制度・規程を適切に運用することにより、グループの業務の健全性及び効率性の向上を図る。

**⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制**

金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

**⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本方針**

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「行動規範」に定め、基本方針とする。また、必要に応じて警察、弁護士などの外部の専門機関とも連携をとり、体制の強化を図るものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムに関して、以下のような取り組みを行っております。

### ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は当期13回開催し、重要な業務執行を決定するとともに取締役から職務執行状況につき報告を受けました。また、監査等委員会は20回開催し、取締役の職務執行を監査しました。

内部監査室は、期初に決定した監査の方針及び計画に従って監査を行い、改善提案を関係部署にフィードバックしています。総務部は内部通報窓口として内部通報を受け付け、適切に対応しました。内部監査室及び総務部におけるこれらの活動は取締役及び監査等委員会に定期的に報告しております。

### ② 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保に関する取り組み状況

当社の監査等委員会は常勤の監査等委員と、非常勤である監査等委員から構成され、監査等委員会は当期20回開催しております。監査等委員会では取締役会の議案内容について予め審議し、その結果は取締役会の場で適宜意見されております。また、常勤の監査等委員が月次会議へ出席している他、監査等委員が必要に応じその他の重要な会議にも出席できるよう、監査が実効的に行われるための体制を確保しております。

### ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会その他重要な会議では、適切に議事録を作成、保管しております。また、開示すべき情報については、機関決定があり次第、適時に開示しております。

### ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、「リスク管理規程」により管理本部担当取締役を当社グループのリスクに関する統括責任者として任命しており、管理本部において潜在リスクの洗い出し、分析、整理を行うとともに、リスクの事前予防策、対応策の検討などを行っております。一方、内部監査室が、各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理本部担当取締役に報告し、重要なものについては、取締役会において改善策を審議・決定しております。

### ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は経営計画を策定し、経営の目標を設定しており、経営を取り巻く内外の環境の変化に柔軟に対応すべく毎年見直しを行っております。また、各年度の予算は、経営計画に基づき策定され、事業部門別の予算管理と月例の業績報告により適切な対策を講じております。

⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社では、月次会議を毎月開催しており、各子会社役員から、月次業績や経営計画の進捗状況及び業務執行状況等について報告を受け、質疑応答を行って情報の共有化を図るなど、子会社の経営管理体制を構築しております（当期は12回開催）。

⑦ 反社会的勢力排除に対する取り組み状況

当社では、「行動規範」第24条（反社会的勢力排除の基本方針）において「経営トップが反社会的勢力との関係遮断を宣言し、一切の関係を持たない、資金提供を行わない。」と掲げております。また、対応方法などについても、反社会的勢力対応マニュアルを定め、店舗業務に携わる従業員を中心に指導を行っております。また、万が一何らかの問題が生じた場合は、すみやかに管理本部長に報告し、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図り、関係を遮断する体制を構築しております。

# 連結貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    | 科 目                     | 金 額    |
|-----------------|--------|-------------------------|--------|
| 資 産 の 部         |        | 負 債 の 部                 |        |
| 流 動 資 産         | 18,425 | 流 動 負 債                 | 4,283  |
| 現金及び預金          | 15,869 | 買 掛 金                   | 1,704  |
| 売 掛 金           | 1,446  | 未 払 費 用                 | 755    |
| 商品及び製品          | 339    | 未 払 法 人 税 等             | 824    |
| 原材料及び貯蔵品        | 95     | 株 主 優 待 引 当 金           | 65     |
| 繰延税金資産          | 136    | そ の 他                   | 934    |
| そ の 他           | 543    | 固 定 負 債                 | 3,168  |
| 貸倒引当金           | △5     | 社 債                     | 2,010  |
| 固 定 資 産         | 7,429  | 受 入 保 証 金               | 760    |
| 有 形 固 定 資 産     | 4,260  | 資 産 除 去 債 務             | 382    |
| 建物及び構築物         | 3,935  | そ の 他                   | 14     |
| 機 械 及 び 装 置     | 225    | 負 債 合 計                 | 7,452  |
| そ の 他           | 99     | 純 資 産 の 部               |        |
| 無 形 固 定 資 産     | 162    | 株 主 資 本                 | 18,024 |
| の れ ん           | 134    | 資 本 金                   | 1,932  |
| そ の 他           | 28     | 資 本 剰 余 金               | 1,889  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 3,006  | 利 益 剰 余 金               | 14,282 |
| 投 資 有 価 証 券     | 387    | 自 己 株 式                 | △79    |
| 長 期 貸 付 金       | 141    | その他の包括利益累計額             | 1      |
| 繰延税金資産          | 243    | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 2      |
| 敷金及び保証金         | 1,350  | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | △0     |
| 建 設 協 力 金       | 742    | 非 支 配 株 主 持 分           | 376    |
| そ の 他           | 140    | 純 資 産 合 計               | 18,402 |
| 資 産 合 計         | 25,854 | 負 債 純 資 産 合 計           | 25,854 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（ 2018年1月1日から  
2018年12月31日まで ）

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   |        |
|-----------------|-------|--------|
| 売上高             |       | 30,605 |
| 売上原価            |       | 14,665 |
| 売上総利益           |       | 15,939 |
| 販売費及び一般管理費      |       | 11,823 |
| 営業利益            |       | 4,116  |
| 営業外収益           |       |        |
| 受取利息            | 8     |        |
| リベント収入          | 17    |        |
| 協賛金収入           | 21    |        |
| 雑収入             | 21    | 68     |
| 営業外費用           |       |        |
| 持分法による投資損失      | 31    |        |
| 社債発行費           | 12    |        |
| 為替差損            | 2     |        |
| 雑損失             | 3     | 50     |
| 経常利益            |       | 4,135  |
| 特別利益            |       |        |
| 店舗譲渡益           | 50    |        |
| 固定資産受贈益         | 39    |        |
| その他の            | 2     | 91     |
| 特別損失            |       |        |
| 固定資産除却損         | 59    |        |
| 店舗閉鎖損失          | 130   |        |
| 減損損失            | 121   |        |
| その他の            | 0     | 312    |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 3,914  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,444 |        |
| 法人税等調整額         | △137  | 1,307  |
| 当期純利益           |       | 2,607  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |       | 88     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 2,519  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

（ 2018年1月1日から  
2018年12月31日まで ）

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|-------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高               | 1,932   | 1,884 | 12,336 | △79     | 16,073 |
| 当 期 変 動 額               |         |       |        |         |        |
| 連結子会社の増資<br>による持分の増減    |         | 5     |        |         | 5      |
| 剰余金の配当                  |         |       | △573   |         | △573   |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益     |         |       | 2,519  |         | 2,519  |
| 自己株式の取得                 |         |       |        | △0      | △0     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |       |        |         |        |
| 当期変動額合計                 | －       | 5     | 1,945  | △0      | 1,951  |
| 当 期 末 残 高               | 1,932   | 1,889 | 14,282 | △79     | 18,024 |

|                         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額      |                 |                              | 非 支 配 株 主 分<br>持 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|----------------------------|-----------------|------------------------------|------------------|-----------|
|                         | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | そ の 他 の 包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |                  |           |
| 当 期 首 残 高               | 2                          | 1               | 3                            | 270              | 16,347    |
| 当 期 変 動 額               |                            |                 |                              |                  |           |
| 連結子会社の増資<br>による持分の増減    |                            |                 |                              |                  | 5         |
| 剰余金の配当                  |                            |                 |                              |                  | △573      |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益     |                            |                 |                              |                  | 2,519     |
| 自己株式の取得                 |                            |                 |                              |                  | △0        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | △0                         | △1              | △2                           | 105              | 103       |
| 当期変動額合計                 | △0                         | △1              | △2                           | 105              | 2,054     |
| 当 期 末 残 高               | 2                          | △0              | 1                            | 376              | 18,402    |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

連結子会社の数

8社

連結子会社の名称

株式会社かつや

エバーアクション株式会社

アークダイニング株式会社

フィールドテーブル株式会社

株式会社バックパッカーズ

アークランドマルハミート株式会社

ARCLAND SERVICE INTERNATIONAL CO., LIMITED

ARCLAND SERVICE KOREA CO., LTD.

該当事項はありません。

##### ② 非連結子会社の状況

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用関連会社の数

4社

持分法適用関連会社の名称

サト・アークランドフードサービス株式会社

Hikari Arcland Food Service Limited

台湾吉豚屋餐飲股份有限公司

Land Land USA, Inc.

##### ② 持分法を適用していない関連会社の状況

持分法を適用していない関連会社（アサヒダイニング株式会社）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ たな卸資産

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～34年

その他の固定資産 5～15年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

ロ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

ハ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

2,447百万円

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 33,096,000株   | 一株           | 一株           | 33,096,000株  |

#### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 1,261,328株    | 72株          | 一株           | 1,261,400株   |

(注) 普通株式の自己株式の増加72株は、単元未満株式の買取による増加であります。

#### (3) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額

イ 2018年3月29日開催の第25回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 254百万円
- ・1株当たり配当金額 8.00円
- ・基準日 2017年12月31日
- ・効力発生日 2018年3月30日

ロ 2018年7月27日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 318百万円
- ・1株当たり配当金額 10.00円
- ・基準日 2018年6月30日
- ・効力発生日 2018年9月10日

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2019年3月27日開催の第26回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 318百万円
- ・1株当たり配当金額 10.00円
- ・基準日 2018年12月31日
- ・効力発生日 2019年3月28日

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等や安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については主として銀行借入・社債発行により行う方針です。

###### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

建設協力金は主に店舗等の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

社債は主として設備投資に係る資金調達であり、償還期間は5年であります。

###### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

###### イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、売掛金について取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

建設協力金について契約締結前に対象物件の権利関係などの確認を行うとともに、契約先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

###### ロ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券について定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを実施しております。

###### ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

###### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

|            | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時 価       | 差 額  |
|------------|----------------|-----------|------|
| (1) 現金及び預金 | 15,869百万円      | 15,869百万円 | －百万円 |
| (2) 売掛金    | 1,446          | 1,446     | －    |
| (3) 投資有価証券 | 8              | 8         | －    |
| (4) 長期貸付金  | 141            | 141       | －    |
| (5) 建設協力金  | 742            | 751       | 8    |
| 資産計        | 18,209         | 18,217    | 8    |
| (1) 買掛金    | 1,704          | 1,704     | －    |
| (2) 未払法人税等 | 824            | 824       | －    |
| (3) 社債     | 2,010          | 1,998     | △12  |
| 負債計        | 4,539          | 4,526     | △12  |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

なお、その他有価証券における種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額は以下のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却したその他有価証券はありません。

|                            | 種 類 | 連結貸借対照表<br>計上額 | 取得原価 | 差 額  |
|----------------------------|-----|----------------|------|------|
| 連結貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  | 株式  | 8百万円           | 5百万円 | 3百万円 |
|                            | 小計  | 8              | 5    | 3    |
| 連結貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの | 株式  | －              | －    | －    |
|                            | 小計  | －              | －    | －    |
| 合計                         |     | 8              | 5    | 3    |

(4) 長期貸付金

長期貸付金は固定金利によるものであり、これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、市場金利及び貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(5) 建設協力金

時価については、契約先ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

### (1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入またはリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分      | 連結貸借対照表計上額（百万円） |
|---------|-----------------|
| 非上場株式   | 378             |
| 敷金及び保証金 | 1,350           |
| 受入保証金   | 760             |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 5. 1株当たり情報に関する注記

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額         | 566円25銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益        | 79円13銭  |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 78円26銭  |

# 貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額           | 科 目                  | 金 額           |
|--------------------|---------------|----------------------|---------------|
| <b>資 産 の 部</b>     |               | <b>負 債 の 部</b>       |               |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>15,565</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>3,018</b>  |
| 現金及び預金             | 11,599        | 買掛金                  | 1,586         |
| 売掛金                | 1,832         | 未払金                  | 248           |
| 商品                 | 263           | 設備関係未払金              | 31            |
| 前払費用               | 205           | 未払費用                 | 84            |
| 繰延税金資産             | 89            | 未払法人税等               | 384           |
| 未収入金               | 99            | 前受金                  | 8             |
| 関係会社短期貸付金          | 1,240         | 預り金                  | 581           |
| その他                | 236           | 前受収益                 | 25            |
| 貸倒引当金              | △0            | 株主優待引当金              | 65            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>4,410</b>  | その他                  | 1             |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>132</b>    | <b>固 定 負 債</b>       | <b>2,372</b>  |
| 建築物                | 121           | 社債                   | 2,010         |
| 構築物                | 2             | 受入保証金                | 338           |
| 機械及び装置             | 3             | 資産除去債務               | 23            |
| 車両運搬具              | 2             |                      |               |
| 工具、器具及び備品          | 2             | <b>負 債 合 計</b>       | <b>5,390</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>26</b>     | <b>純 資 産 の 部</b>     |               |
| ソフトウェア             | 20            | <b>株 主 資 本</b>       | <b>14,582</b> |
| 商標権                | 5             | 資本金                  | 1,932         |
| その他                | 0             | 資本剰余金                | 1,884         |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>4,251</b>  | 資本準備金                | 1,884         |
| 投資有価証券             | 8             | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>10,846</b> |
| 関係会社株式             | 2,304         | その他利益剰余金             | 10,846        |
| 関係会社長期貸付金          | 500           | 別途積立金                | 9,100         |
| 長期前払費用             | 37            | 繰越利益剰余金              | 1,746         |
| 繰延税金資産             | 262           | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△79</b>    |
| 敷金及び保証金            | 1,023         | 評価・換算差額等             | 2             |
| 建設協力金              | 564           | その他有価証券評価差額金         | 2             |
| その他                | 0             | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>14,585</b> |
| 貸倒引当金              | △450          | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>19,975</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>19,975</b> |                      |               |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 損 益 計 算 書

（ 2018年1月1日から  
2018年12月31日まで ）

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額 |        |
|-------------------------|-----|--------|
| 売 上 高                   |     | 18,485 |
| 売 上 原 価                 |     | 15,035 |
| 売 上 総 利 益               |     | 3,450  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |     | 1,716  |
| 営 業 利 益                 |     | 1,734  |
| 営 業 外 収 益               |     |        |
| 受 取 利 息                 | 7   |        |
| リ ベ ー ト 収 入             | 0   |        |
| 協 賛 金 収 入               | 21  |        |
| 受 取 手 数 料               | 31  |        |
| 雑 収 入                   | 1   | 62     |
| 営 業 外 費 用               |     |        |
| 社 債 発 行 費               | 12  |        |
| 雑 損 失                   | 0   | 12     |
| 経 常 利 益                 |     | 1,784  |
| 特 別 損 失                 |     |        |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 174 |        |
| 関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 80  |        |
| そ の 他                   | 0   | 255    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |     | 1,529  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 588 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △99 | 489    |
| 当 期 純 利 益               |     | 1,039  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（ 2018年1月1日から  
2018年12月31日まで ）

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |       |              |                              |               |
|-------------------------|---------|-----------|-------|--------------|------------------------------|---------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |       |              | 利 益 剰 余 金                    |               |
|                         |         | 資 準<br>備  | 本 金   | 資 剰 余<br>合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金<br>別 積 立 途 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 |
| 当 期 首 残 高               | 1,932   | 1,884     | 1,884 | 8,100        | 2,279                        | 10,379        |
| 当 期 変 動 額               |         |           |       |              |                              |               |
| 別途積立金の積立                |         |           |       | 1,000        | △1,000                       | －             |
| 剰余金の配当                  |         |           |       |              | △573                         | △573          |
| 当 期 純 利 益               |         |           |       |              | 1,039                        | 1,039         |
| 自己株式の取得                 |         |           |       |              |                              |               |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           |       |              |                              |               |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －       | －         | －     | 1,000        | △533                         | 466           |
| 当 期 末 残 高               | 1,932   | 1,884     | 1,884 | 9,100        | 1,746                        | 10,846        |

|                         | 株 主 資 本 |                | 評 価 ・ 換 算 差 額 等          |                        | 純 合 資 産 計 |
|-------------------------|---------|----------------|--------------------------|------------------------|-----------|
|                         | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高               | △79     | 14,116         | 2                        | 2                      | 14,119    |
| 当 期 変 動 額               |         |                |                          |                        |           |
| 別途積立金の積立                |         | －              |                          |                        | －         |
| 剰余金の配当                  |         | △573           |                          |                        | △573      |
| 当 期 純 利 益               |         | 1,039          |                          |                        | 1,039     |
| 自己株式の取得                 | △0      | △0             |                          |                        | △0        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |                | △0                       | △0                     | △0        |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △0      | 466            | △0                       | △0                     | 466       |
| 当 期 末 残 高               | △79     | 14,582         | 2                        | 2                      | 14,585    |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券  
子会社株式及び関連会社株式  
その他有価証券
- 総平均法による原価法  
時価のあるもの  
期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
時価のないもの  
移動平均法による原価法
- ② たな卸資産  
先入先出法による原価法  
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産  
定率法を採用しております。  
ただし、当社は1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物及び構築物 8～34年  
その他の固定資産 5～15年
- ② 無形固定資産  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。  
定額法を採用しております。
- ③ 長期前払費用
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 株主優待引当金  
株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。
- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

|                        |          |
|------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額     | 165百万円   |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |          |
| ① 短期金銭債権               | 2,139百万円 |
| ② 長期金銭債権               | 9百万円     |
| ③ 短期金銭債務               | 855百万円   |
| ④ 長期金銭債務               | 51百万円    |

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|              |          |
|--------------|----------|
| ① 営業取引による取引高 |          |
| 売上高          | 7,988百万円 |
| 仕入高          | 2,332百万円 |
| 販売費及び一般管理費   | 0百万円     |
| ② 営業取引以外の取引高 | 32百万円    |

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 1,261,328株  | 72株        | 一株         | 1,261,400株 |

(注) 普通株式の自己株式の増加72株は、単元未満株式の買取による増加であります。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|               |        |
|---------------|--------|
| 未払事業税         | 21百万円  |
| 組織再編に伴う関係会社株式 | 89百万円  |
| 関係会社株式評価損     | 53百万円  |
| 資産除去債務        | 7百万円   |
| 株主優待引当金       | 20百万円  |
| 貸倒引当金         | 138百万円 |
| その他           | 25百万円  |

---

|         |        |
|---------|--------|
| 繰延税金資産計 | 354百万円 |
|---------|--------|

(繰延税金負債)

---

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △2百万円 |
|-----------------|-------|

---

|         |       |
|---------|-------|
| 繰延税金負債計 | △2百万円 |
|---------|-------|

---

|              |        |
|--------------|--------|
| 差引：繰延税金資産の純額 | 351百万円 |
|--------------|--------|

---

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

| 種 類 | 会 社 等 の 名 称                                      | 議 決 権 等<br>の 所 有<br>( 被 所 有 )<br>割 合 ( % ) | 関 連 当 事 者<br>と の 関 係 | 取 引 の 内 容                      | 取 引 金 額<br>( 百 万 円 ) | 科 目                  | 期 末 残 高<br>( 百 万 円 ) |
|-----|--------------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------|--------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 子会社 | ㈱かつや                                             | 所有<br>100.0                                | 経営管理<br>役員の兼任        | 食材の販売<br>(注1)                  | 4,940                | 売掛金                  | 1,412                |
| 子会社 | エバーアクション㈱                                        | 所有<br>74.6                                 | 経営管理<br>役員の兼任        | 食材の販売<br>(注1)<br>資金の貸付<br>(注2) | 1,572<br>500         | 売掛金<br>関係会社<br>短期貸付金 | 377<br>1,000         |
| 子会社 | アークランド<br>マルハミート㈱                                | 所有<br>51.0                                 | 経営管理<br>役員の兼任        | 食材の仕入<br>(注1)                  | 2,372                | 買掛金                  | 252                  |
| 子会社 | ARCLAND SERVICE<br>INTERNATIONAL<br>CO., LIMITED | 所有<br>100.0                                | 経営管理<br>役員の兼任        | 資金の貸付<br>(注2)                  | —                    | 関係会社<br>短期貸付金        | 200                  |
| 子会社 | ARCLAND SERVICE<br>KOREA CO., LTD.               | 所有<br>100.0                                | 役員の兼任                | 資金の貸付<br>(注2)                  | 80                   | 関係会社<br>長期貸付金        | 450                  |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 食材の販売及び仕入については、定期的に価格を見直しの上、決定しております。  
 2. 貸付条件については、グループの調達金利を勘案して決定しております。  
 3. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額         | 458円16銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益        | 32円66銭  |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 32円30銭  |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年2月21日

アークランドサービスホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 萩森正彦 ㊟  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 飯室進康 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アークランドサービスホールディングス株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アークランドサービスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年2月21日

アークランドサービスホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 萩森正彦 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 飯室進康 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アークランドサービスホールディングス株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P W C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 P W C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月22日

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| アークランドサービスホールディングス株式会社 | 監査等委員会    |
| 監査等委員（常勤）              | 松 永 剛 ㊟   |
| 監査等委員（社外取締役）           | 八 木 康 行 ㊟ |
| 監査等委員（社外取締役）           | 花 房 幸 範 ㊟ |

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社は、経営基盤や財務体質の強化を図りつつ、利益水準や配当性向を考慮した利益配分を実施していくことを基本方針としております。

第26期の期末配当につきましては、当社基本方針に基づき、継続的かつ安定的な配当を基本としつつ、財務状況や今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、1株当たり10円とさせていただきますと存じます。

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は318,346,000円となります。

なお、当期の年間配当金は、中間配当金10円と期末配当金10円を合わせた1株当たり20円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年3月28日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、企業体質の強化及び今後の新規出店に備え、事業活動の充実・拡充を図るための有効投資に備えるため、次のとおりといたしたいと存じます。

##### ① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 700,000,000円

##### ② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 700,000,000円

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役 玉木 芳春氏は、2018年12月31日付で辞任により退任しております。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 臼井健一郎<br><small>うすい けんいちろう</small><br>(1973年2月4日生) | 2000年9月 当社入社<br>2004年7月 当社第2営業部統括マネジャー<br>2004年11月 当社営業本部長<br>2005年7月 当社常務取締役営業本部長<br>2006年1月 当社代表取締役社長<br>2011年10月 アークダイニング株式会社<br>代表取締役<br>2012年5月 ARCLAND SERVICE(H.K.) CO., LIMITED<br>(現ARCLAND SERVICE INTERNATIONAL CO., LIMITED) 代表取締役社長(現任)<br>2013年11月 ARCLAND SERVICE KOREA CO., LTD.<br>代表理事(現任)<br>2014年10月 アークランドマルハマイト株式会社<br>代表取締役社長<br>2015年1月 当社代表取締役会長兼CEO<br>アークランドマルハマイト株式会社<br>代表取締役(現任)<br>2016年7月 当社代表取締役社長(現任)<br>2017年7月 株式会社バックパッカーズ<br>代表取締役(現任) | 600,000株   |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2     | 伊藤 藤 永<br>(1975年10月23日生)   | 1999年4月 株式会社ベンチャー・リンク入社<br>2002年3月 当社取締役F C部マネジャー<br>2003年6月 当社取締役F C部統括マネジャー<br>2005年7月 当社取締役かつや事業部統括マネジャー<br>2006年4月 当社取締役営業本部長<br>2007年2月 当社取締役営業本部長兼第1営業部統括マネジャー<br>2012年1月 当社取締役S V部部長<br>2013年1月 当社常務取締役開発本部長<br>2013年7月 当社常務取締役営業本部長<br>2015年1月 当社代表取締役社長兼COO<br>2016年7月 当社取締役(現任)<br>株式会社かつや<br>代表取締役社長(現任)                                | 140,000株   |
| 3     | 岡村 俊 美<br>(1961年6月6日生)     | 1986年6月 株式会社坂本産業(現アークランドサカモト株式会社)入社<br>1993年3月 当社入社<br>2007年1月 当社商品部統括マネジャー<br>2008年1月 当社執行役員商品部統括マネジャー<br>2010年1月 当社執行役員第3営業部統括マネジャー<br>2010年3月 当社取締役第3営業部統括マネジャー<br>2010年8月 当社取締役第4営業部統括マネジャー<br>2011年6月 当社取締役第3営業部統括マネジャー<br>2012年1月 当社取締役第3営業部部長<br>2012年7月 当社取締役(現任)<br>2012年11月 アークダイニング株式会社<br>取締役社長<br>2016年7月 アークダイニング株式会社<br>代表取締役社長(現任) | 60,000株    |
| 4     | ※ 桑 原 康 弘<br>(1972年2月27日生) | 2000年5月 林税理士事務所入所<br>2004年8月 当社入社<br>2008年3月 当社経理部統括マネジャー<br>2012年1月 当社経理部部长<br>2013年1月 当社執行役員経理部部长<br>2019年1月 当社執行役員管理本部長兼経理部部长(現任)                                                                                                                                                                                                               | 10,000株    |

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. ※印は、新任の取締役候補者であります。

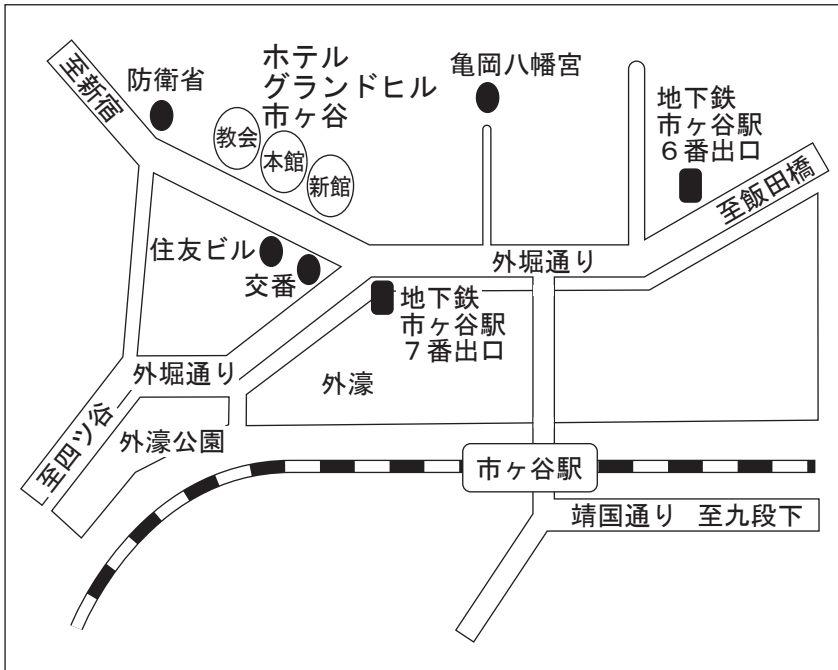
以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区市谷本村町4番1号

ホテルグランドヒル市ヶ谷 新館3階 瑠璃東の間

TEL 03-3268-0111



交通 ○JR総武線・東京メトロ有楽町線・南北線・都営新宿線地下鉄『市ヶ谷駅』徒歩3分